

ハラスメント防止・対策 研修会  
令和元年12月16日（月）13：30～  
(約1時間の予定です)  
場所：2階講堂  
対象：全学生・職員

- ハラスメント防止・対策委員会

令和元年12月16日

## 大阪行岡医療大学 ハラスメント防止研修会-その2

- <1>ハラスメント防止のために
- <2>このガイドラインの適用範囲
- <3>ハラスメントとは
- <4>ハラスメントのないキャンパスを実現するために
- <5>ハラスメント相談について

## ハラスメントの無い快適なキャンパスに



### <1>ハラスメント防止のために

・ガイドラインの目的と本学の基本姿勢

1. 大阪行岡医療大学は、本学のすべての構成員が、個人として尊重され、学び、教え、仕事ができるような、ハラスメントのない快適な環境を提供できるようにハラスメント防止・対策に関するガイドラインを制定しています

\*キャンパスガイド p33-35 を参照



令和元年12月16日

## <1>ハラスメント防止のために

2. 大学には多様な考え方をもつ構成員がいます。教職員と学生、学生同士、教職員同士等の人間関係が存在します

3. ひとりひとりが個人として尊重され、自律的に活動でき、考え方の違いや互いの価値を認め合う場とすることは極めて重要です

4. 本学はハラスメントのないキャンパスの実現に向けて取り組みます



令和元年12月16日

## <1>ハラスメント防止のために

・ハラスメント防止・対策体制

7. 本学は、ハラスメント防止のため、相談室を設け、専門相談員が、相談を受け、相談者を支援する体制を整備しています



## 相談室のご案内

かなしいとき  
さみしいとき  
うれしいとき  
何でもいいよ  
相談に来てね！！

開室場所：学生相談室（研究棟1階、医務室の隣）

相談員・開室時間：山本（水曜日 12:00～16:00）

：高井（火曜日 12:10～13:10）

※ プライバシーは厳守されます

令和元年12月16日

### <2> このガイドラインの適用範囲

#### 1. 対象範囲は

(1) 本学の学生・教職員等の本学構成員です  
教職員は、専任・非専任を含む本学に在職する  
すべての教職員、本学の業務遂行に関わる委託  
又は派遣契約業者等（「本学構成員」）

(2) 卒業・退学・退職等により本学構成員でなく  
なっても、在学中や在職中に起きたハラスメントで  
あれば、籍を失ってから1年以内に限り対象とな  
ります

## <2>このガイドラインの適用範囲

### 2. 適用範囲

- ・本学構成員同士の関係においては、その時間・場所を問わず、ハラスメントとして適用します
- ・キャンパス内か外か、授業・実習、研究、勤務、課外活動等の時間であるか否かを問いません

例：ゼミ・サークル等の課外活動、  
飲み会(ゼミ、コンパ、サークル等)



## <3>ハラスメントとは

ハラスメントとは、教育・研究、就学、就労のあらゆる場面において、相手の意に反して行われる不快な言葉や行為を指します。

相手が言動を「不当」「不快」と受け止める場合はハラスメントになる可能性があります。

一方で価値観や感じ方の基準は人それぞれ多様なものであり、言動がハラスメントにあたるかどうかの境界線は、相手との人間関係や前後の状況により変化します。





令和元年12月16日

### < 3 > ハラスメントとは

悪意のない指導を意図した言動であっても相手から思わぬ誤解を招く場合もあり、どのような言動がハラスメントに該当するかは慎重に判断する必要があります。

本学では、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラルハラスメント やその他のすべてのハラスメントを対象にしています。



令和元年12月16日

### < 3 > ハラスメントとは

ハラスメントは、上の立場（大学ならば教職員や先輩）から下の立場（学生や後輩）へというものと考えがちですが、学生同士（横どうし）のいじめもハラスメントに入ります。

逆に、学生（下）から教職員（上）に対するものもハラスメントに入ります

相手に**多大な精神的苦痛**を与えるものは、基本的にハラスメントになります



セクハラ、アカハラ、パワハラ、  
**モラハラ**：モラルハラスメントとは肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的ないやがらせを行うこと「精神的暴力」



いやがらせが行われていて、それが外部からは見えない、「いやがらせの隠蔽」が行われることも特徴。  
 親、恋人、同級生、先輩、後輩などから無視されたり、常に怒られるというプレッシャーをかけ続けられるなどで自信を失くしたり、恐怖心に苛まれたりするパターンが多い

### <3> ハラスメントとは

スマホやSNSの利用は学生が長けています。  
 学生による、学生や教職員に対する嫌がらせ行為（相手の了解を得ないままの情報や誤った情報を発信・共有・拡散すること）によって相手が多大な精神的苦痛を受けたならば、それもハラスメントになります。

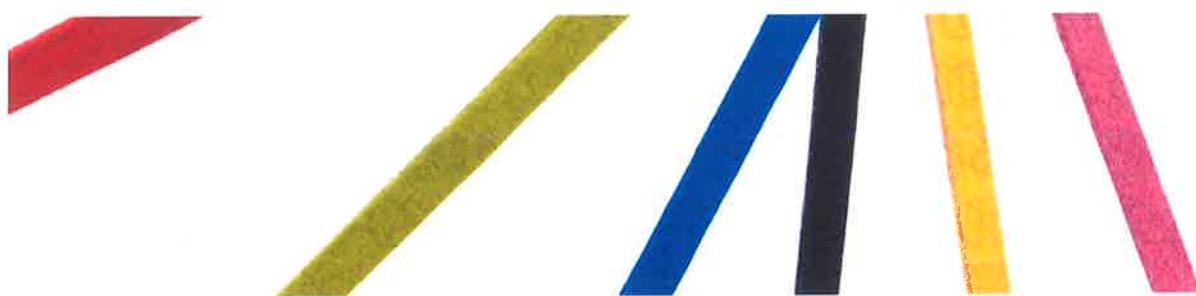
スマホによるいじめ問題もあります。

スマホによる人権侵害行為、名譽棄損などの問題は昨今、社会的な問題にもなっています。

### <3>ハラスメントとは

ネットの情報はデマも多く、その情報を安易に信じて拡散することは名譽棄損や人権侵害行為につながり刑事罰対象行為となります。

ネットの情報を真偽を確認しないまま信じて、安易に拡散することはやめましょう



### <4>ハラスメントのないキャンパスに

#### 1. 加害者にならないために

- (1) 互いの人格を対等に尊重する姿勢を持つ
- (2) 社会的に形成された性別意識、例えば「男性や女性はこうあるべき」だという固定的な見方・考え方を押しつけることは避ける

- (3) 反対意見や「ノー」という意思表示がない

からと言って、それが合意・同意とは限りません。立場や地位が上の人（指導者や先輩）は十分配慮してください。





和元年12月16日

## <4>ハラスメントのないキャンパスに

### 2. ハラスメントを見かけたら

#### (1) 見過ごさない勇気を

集団内でハラスメントの存在が黙認されてしまうと、それが慣習化し徐々に環境が悪化します。周囲の人達もその関係に巻き込まれてしまうため、ハラスメントを見過ごさない勇気を持ちましょう。

#### （2）相談を勧める

相談を受けたら、必要に応じて相談室での相談を勧めてください。相談された人が同行してもよい。



和元年12月16日

## <4>ハラスメントのないキャンパスに

### 3. ハラスメントの被害にあったときには

#### (1) ひとりで悩まないで

ハラスメントを受けたと感じたら、ひとりで悩まずに、相談室に連絡してください。

相談室に来ることがためらわれる場合は、まず身近で信頼できる人に相談をしてください。

相談室には家族や信頼できる友人、教職員と一緒に来室することもできます。





令和元年12月16日

## <5>ハラスメント相談について

(1) 相談室では、専門相談員が内容を伺います。専門相談員は、状況について聞き取りをし、相談者の意向や希望を尊重しながら共に考え、今後とりうる解決方法を提案し、相談者自身が意思決定するためのサポートをします。

(2) 相談日時、相談者の氏名・案件、相談対応者の氏名など相談室記録を相談員が保管・管理します。



令和元年12月16日

## <5>ハラスメント相談について

(3) 相談室は相談者のプライバシーを守ります。相談内容を相談者の承諾なしに相談室の外部に伝えるとはありません。

(4) 必要に応じて大学内外の関係機関を紹介することがあります。

(5) 相談を受けている案件の「ハラスメントの行為者とされた者」と、相談者の了解がある場合には、事実確認や調整のための接触をすることがあります。



## <5>ハラスメント相談について

大阪行岡医療大学のすべての構成員は相談・申立てを行うことができます。

そのため、本学では相談室を設置しています。本学構成員のだれもが相談可能です。相談は面談を基本としています。相談室の開室時間や連絡方法、予約方法、相談の流れ等については、事務局でご確認ください。

■相談者のプライバシーを守るため、同じ時間帯に来室者が重ならないよう、面談は予約制です。安心してご相談ください。



以上 御静聴ありがとうございました。

快適なキャンパス環境を維持するため  
に、本学構成員全員が、それぞれの立  
場に関わらず互いに相手を尊重する心  
がとても大切です







令和元年12月16日

# ハラスメント研修会

キャンパス・児童・高齢者・障害者

なぜ結愛ちゃんを救え  
事件で明らかになつた

高齢者に対する虐待件数 過去最多に

NEW 5年連続で増加  
高齢者の虐待件数が過去最多に

2019年3月26日 18:40

厚労省の会見  
きょう

家族などによる高齢者虐待(昨年度)  
相談・通報件数 3万40件  
虐待判断件数 1万7078件

# 高齢者96人虐待か 介護5年

北区が医療法人を看立

## 認知症患者、ら拘束



11



11

# キャンパスのハラスメント

## キャンパス・ハラスメントの実態と特質

ハラスメントは、教員、職員、学生等、すべての構成員の様々な関係の中で起きています。

### 教員と学生の場合

大学は教育・研究者が組織化された集団であり、教員の権限が人事・教育・研究に及んでいます。また、大学の自治により外部から干渉されにくく、内部の相互不干渉も見られるため、学内で起こるハラスメントはよほど大きな問題にならない限り、外からは見えにくい構造

### 学生同士のセクハラの場合

コンパはスキャンダルの発生源になっています。私たちが認識すべきは、一人ではないようなハラスメントを、集団になると悪乗りしたりそそのかされたりしてやってしまうということ

大学で起きるアカハラは、データ捏造に加担させられたり、著者の不正をするように強いられるというように、研究不正に絡んだ形のハラスメント

<https://www.univcoop.or.jp/about/life/vol57-01.html>

## ハラスメントの一般的な定義

セクハラは、「相手の意に反して、相手に不利益や不快感を与える性的な人権侵害の言動」とされます。内容は、労働条件に不利益を与えるようなケース、労働・就労・学習環境に害を与えるケースがあり、これには身体的接触や口頭で相手に不快感を与えるなど、様々な要因があります。

パワハラは、「職務上の地位や人間関係の優位性を利用し、適正範囲を超えて注意指導するなどして、相手に不利益や不快感を与える人権侵害の言動」です。適正な指導・教育の範囲を超えるとパワハラで、超えない場合は指導です。相手の人格に言及して非難した発言はパワハラになります。

アカハラは、「教育研究上の優越的地位を利用して、相手の教育研究上の利益や権利を侵害する人権侵害の言動」とされ、位置付けは非常に難しいのですが  
典型例としては、過剰な叱責・誹謗中傷、研究活動の妨害。また研究成果の盗用でギフトオーサーシップや論文盗用も含まれます。私的に学生を使う強要行為も該当します

## SNS関連の問題

最近ではSNSで学生と学生、学生と教員がつながるケースが増加し、ゼミやサークルの連絡網のようになっています。

ソーシャルメディアハラスメントで典型的な問題は、各種SNSで「いいね」を強要することです。また、SNSを閲覧できる状況にするよう強要することも典型例といえます。

SNSは一般に公開できますが、友達として承認した人以外見られない状況にすることもできます。SNS上に私生活を投稿する人が多いので、友達として承認することは、それを見るこことできる状態にするということです。そのため承認するよう強要した場合、発言者はそこまでの意図を持っていなくても、相手は私生活に踏み込まれた強い不快感を覚えることがあります。私生活を見られたくないから承認しないという意味合いを理解せず「なんで承認してくれないのか」と発言をする方が多いので、その誤解が大きな問題になることがあります。

ほかには、意図的にグループから外すという行為も問題になっています。

## 児童・障害者・高齢者のハラスメント

# 虐待防止法に関する基本的な捉え方

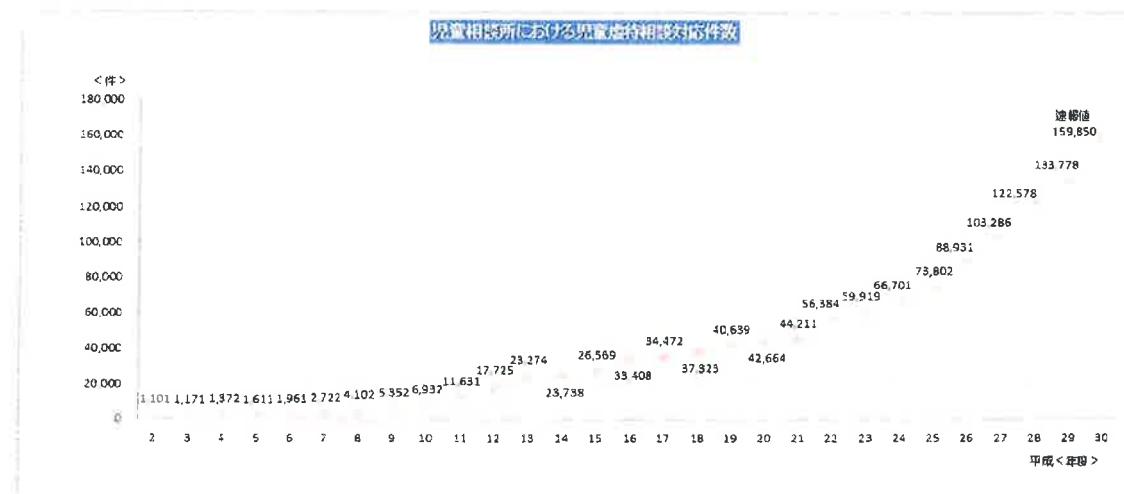
- ・ 児童虐待防止法: 1947年児童福祉法第2条  
子供の成長発達権と国民が保障していく  

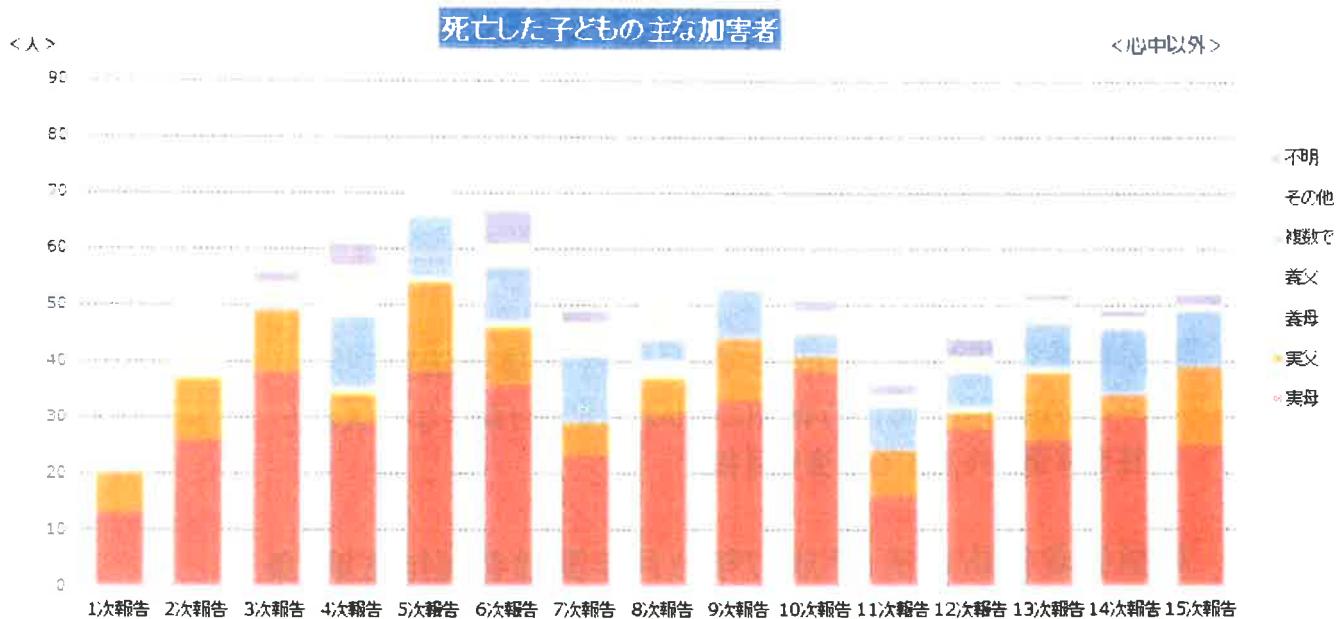
親の子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化を盛り込んだ改正児童虐待防止法と改正児童福祉法 2019/6/19
- ・ 障害者虐待防止法: 平成23年6月障害者福祉法第1条  
すべての国民が、障害の有無にかかわらず分け隔てなく、人格と個性を尊重し共生する社会を目指す
- ・ 高齢者虐待防止法: 平成17年11月年高齢者福祉法第2条  
高齢者(65歳以上)の基本的人権の尊重・高齢者の尊厳を守る

## 平成30年度児童虐待の件数及び虐待による死亡

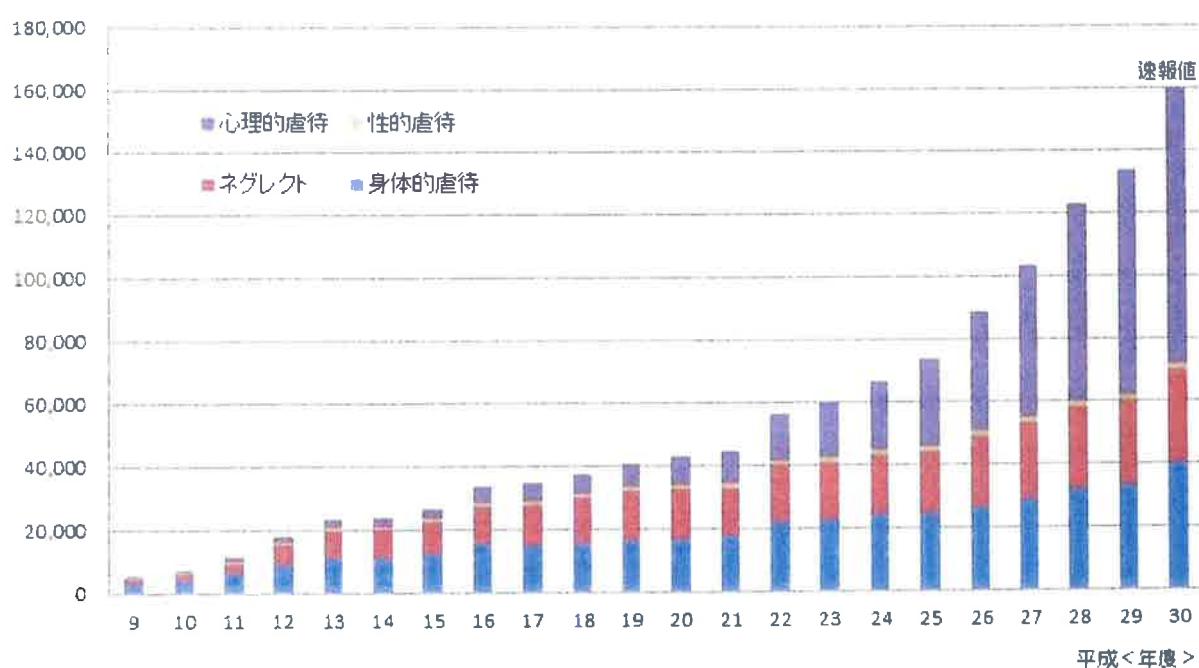
福祉行政報告より引用

虐待相談対応件数

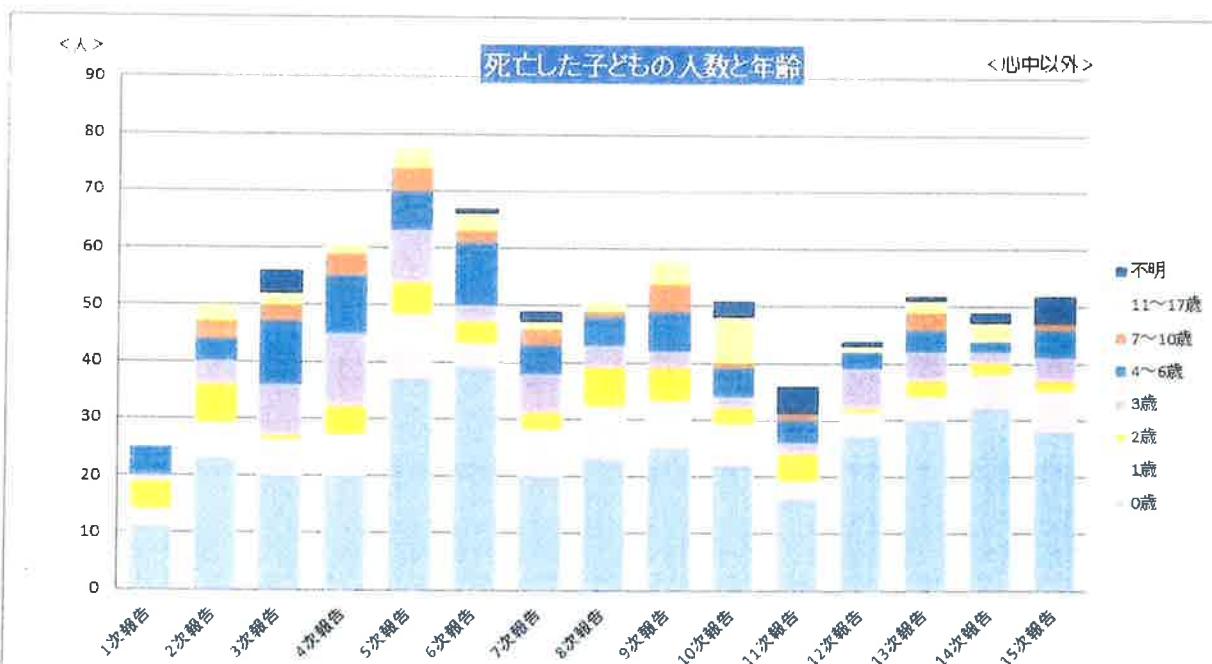




### 児童相談所における児童虐待相談対応の内容



虐待による死亡事例は年間50件を超え、1週間に1人の子どもが命を落としています。



## 高齢者施設での高齢者虐待数(平成27年度厚労省)

- 要介護施設の従事者……(408件)

- 家族などの養護者……(1万5,976件)

### ○高齢者の施設別

特養	……	125件	(30.6%)
有料老人ホーム	……	85件	(20.9%)
グループホーム	……	65件	(15.9%)
老健	……	37件	(9.1%)

## (種類)

### 1. 身体的虐待

- 体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること

(子供・障害者・高齢者)殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、首を絞める、おぼれさせる、逆さずりにする、タバコの火を押し付けるなどの身体的な暴行

また、縄などにより身体を拘束する、冬に戸外に締め出すなど

### 2. 心理的虐待

- 著しい心理的外傷を与える言動
- 言葉による脅かし、無視などの拒絶的な対応など心に深い傷を与える言動などの行為
- 大声でどなったり、(子供・障害者・高齢者)からの働きかけに答えなかつたり、兄弟間で著しい差別をする

### 3. 性的虐待

- ・わいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること
- ・性的な行為やいたずらをする、強要して裸を写真やビデオに撮ることも含まれる
- ・父親(実父、継父)が娘を対象にすることが多く、保護者的立場にある兄が妹に、きょうだいの間で起きることもある

### 4. ネグレクト

- ・児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置その他保護者としての監護を怠ること
- ・子供の健康状態を損なうほどの不適切な養育、あるいは危険についての重大な不注意を言う。
- ・家に閉じ込める、子供の意思に反して学校に登校させない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したままびたび外出する、乳幼児を車に放置する、適切な食事を与えない、衣服などを長時間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活させるなどがある

# 5. 経済的虐待

- 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分する事、そのほか当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

## 児童虐待 チェックシート

児童虐待診断チェックリスト(子ども用)		児童虐待診断チェックリスト(高齢者用)	
児童用	高齢者用	児童用	高齢者用
<p>○子どもの身体虐待</p> <p>・全骨格的</p> <p><input type="checkbox"/> 低身長(-2.0SD未満)    <input type="checkbox"/> 放せ(-2.0SD未満)    <input type="checkbox"/> 体格増加(小児)  <input type="checkbox"/> るいそう    <input type="checkbox"/> 不自然な成長線跡カーブ    <input type="checkbox"/> 原因不明(いくは原因のつかない発育急速過成長(かの障害を含む))    <input type="checkbox"/> おおむそ不適切な服装(季節はずれ、性別不釣合など)    <input type="checkbox"/> 未治療の虫歯が多い    <input type="checkbox"/> 不衛生(如きみれ、ひじくすみづかふれ、未指原の皮膚炎など)</p>		<p>○虐待</p> <p><input type="checkbox"/> 新旧歯並の外傷歴    <input type="checkbox"/> 多数の小児自打痕    <input type="checkbox"/> 四肢体幹内側の凹凸  <input type="checkbox"/> 小児が筋肉性の多の片瘡、瞼や丁音を含む(皮膚傷)</p> <p><input type="checkbox"/> 不自然な熱帯(多数の円形の熱傷、手背等の熱傷、乳児の口腔内            热傷、熱帯が既定である熱傷、対称性の熱帯など)</p> <p><input type="checkbox"/> 腹部内の皮膚の外傷や皮膚斑</p>	
<p>○骨折</p> <p><input type="checkbox"/> 頸椎在る骨髄骨折    <input type="checkbox"/> 多発骨折    <input type="checkbox"/> 面蓋骨骨折(特に融合線を越えた頭蓋骨骨折)    <input type="checkbox"/> 肘骨骨折    <input type="checkbox"/> 月骨骨折    <input type="checkbox"/> 様骨骨折</p> <p><input type="checkbox"/> 乳児の骨折    <input type="checkbox"/> せん状骨折    <input type="checkbox"/> 骨筋膜骨折    <input type="checkbox"/> 原因不明の骨折</p>		<p>○頭部</p> <p><input type="checkbox"/> 頭部内面(硬膜下血腫)    <input type="checkbox"/> 脊髄損傷    <input type="checkbox"/> 前頭出血  <input type="checkbox"/> ひび性脳の脳挫傷(Abusive Head Trauma)</p>	
<p>○骨盤</p> <p><input type="checkbox"/> 股内や股関節の外傷    <input type="checkbox"/> 若年妊娠    <input type="checkbox"/> 妊娠自身の創傷</p>		<p>○その他の</p> <p><input type="checkbox"/> 事故・中毒による反復傷害    <input type="checkbox"/> 在復する尿道梗塞症    <input type="checkbox"/> 原因不明の疾患</p>	
<p>○子どもの心理・精神・行動所見</p> <p><input type="checkbox"/> 見して子どもらしい無表情    <input type="checkbox"/> 動きがぎこちない  <input type="checkbox"/> 表情が暗く、感傷を含む外に困はない、い出そらしない  <input type="checkbox"/> 瞬けらわすことと異様に疎がる    <input type="checkbox"/> 自分からの発達が遅延に少ない  <input type="checkbox"/> 保護者より居るの叶ないので最きり表情が懶惰に変わる  <input type="checkbox"/> 大人の顔を察へたり ほめた褒美をうつ    <input type="checkbox"/> 喜びに叶えろ  <input type="checkbox"/> 口笛をよく鳴る    <input type="checkbox"/> 誰の从基な言動    <input type="checkbox"/> 多動で落ち着きがない  <input type="checkbox"/> 口笛をよく鳴く活動代の目立つ    <input type="checkbox"/> おもむき能力感-從物感  <input type="checkbox"/> 運び返し食(おもむき食)、暴食(暴食、異食)  <input type="checkbox"/> 口笛をしたがわない    <input type="checkbox"/> 運び返し寝出    <input type="checkbox"/> 夜間活動時間の外れ  <input type="checkbox"/> 単純の行為(特に食物を上とし食)    <input type="checkbox"/> 忽然な学力低下  <input type="checkbox"/> 口笛不相応は「口」に関するもの    <input type="checkbox"/> 常識・社会性の崩壊な外れ</p>		<p>○虐待</p> <p><input type="checkbox"/> 保育員はない    <input type="checkbox"/> 保育員を尋ねていない    <input type="checkbox"/> 生活保護  <input type="checkbox"/> 保育院    <input type="checkbox"/> 保育士    <input type="checkbox"/> 未就業の名前    <input type="checkbox"/> 住所が不正  <input type="checkbox"/> おおむそ不適切な生活(あつましめぐら)</p> <p><input type="checkbox"/> 住所や施設別の変遷が全くで異様に多い</p> <p><input type="checkbox"/> 不自然的予兆をしたがない    <input type="checkbox"/> 平穏の手続きに不協が多い  <input type="checkbox"/> その他( )</p>	
<p>○暴力や</p> <p><input type="checkbox"/> 打たれてない    <input type="checkbox"/> 他の家族とトラブルを起こす    <input type="checkbox"/> 暴力が強烈  <input type="checkbox"/> 家庭を引き寄せず    <input type="checkbox"/> 子どもの行動をしないは見えない  <input type="checkbox"/> 子どもの貧困に叱りたりいたさる    <input type="checkbox"/> 子どものが気で弱い  <input type="checkbox"/> 子どもの貧困と隣接的な豊富があられる    <input type="checkbox"/> スキンの行動に支障</p>		<p>○虐待</p> <p><input type="checkbox"/> 作業していない    <input type="checkbox"/> 口せんじに難かない    <input type="checkbox"/> 離愁がない少ないと  <input type="checkbox"/> 介助員をしてない    <input type="checkbox"/> 既往歴を覚えてない  <input type="checkbox"/> 以前のことを聞くと保育院となる  <p>(虐待)(既往歴)</p> <p><input type="checkbox"/> 家族の中で既往歴の問題が異なりますが、残してない  <input type="checkbox"/> 住居や受取人をきちんと説明できない    <input type="checkbox"/> 受取者は離れてる  <input type="checkbox"/> 保護者で説明がいる    <input type="checkbox"/> 受取まで時間経過が長い  <input type="checkbox"/> 保護者離れてるんどされてない    <input type="checkbox"/> 前に既往歴の届けをうつ  <input type="checkbox"/> 子どもの現状把れかきいてない    <input type="checkbox"/> 旦初の状態が認めてできない  <input type="checkbox"/> 次回に渡わせたり    <input type="checkbox"/> ト被り強く、不親切な態度を要望する  <input type="checkbox"/> (既往に全く知らない)    <input type="checkbox"/> 両親名や子養親明に耳を貸さない  <input type="checkbox"/> 両親や入院の必要性を説かない    <input type="checkbox"/> 受取に付して質問がない  <input type="checkbox"/> 子どもの現状とり分けの場合は發見したがる  <input type="checkbox"/> 申の持物で定期できる治療法をうみ、内訳などを頼る</p> </p>	
<p>○虐待(行為等へ受けへ受け)</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者との取引の悪化をしない    <input type="checkbox"/> 家庭療育への役割を防かない  <input type="checkbox"/> 里親取引の悪化を防かない    <input type="checkbox"/> どもを火に放ってない  <input type="checkbox"/> 里親への心構えをなくす    <input type="checkbox"/> 案などを貰以ては使わない  <input type="checkbox"/> 支度にせずして来る</p>		<p>○虐待</p> <p>なし</p>	
<p>●参考</p> <p>有児障害グレード(0~5) ●月経期(月経期) ●月経期(月経期) ●月経期(月経期)</p>		<p>●参考</p> <p>なし</p>	

## 高齢者虐待 チェックシート

高齢者虐待診断チェックリスト

患者名: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_ 年 月 日 令: \_\_\_\_\_  
看護師名: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_ 年 月 日 令: \_\_\_\_\_

○ 高齢者本人の状況

- ・身状態  人脈や上腕部の内側、背中などに傷やみみず感がある  
 回復状態が悪くなる段階のある、傷などがある  肩・頭・頸部などに傷がある  
 眼瞼や耳、背中などに火傷や火傷跡がある  急におひえたり、恐ろしがったりする  
 「怖いから家にいたくなれ」などの訴えがある  塗やあざの説明のつづまが合わない
- ・介護・世話  入院時に衣服が汚れたままの状態であったり、濡れた下着を身につけている  
 介護・放任  かなりの程度の痴呆や精神ができてている  身体からなりの臭気がする  
 介護失調の状態にある  疾患の症状が明白であつたにも関わらず、受診をしていない
- ・心神的状態  かさむりし、ぬみつき、ゆすり等がある  不規則な睡眠を訴える  
 おひえる、おめく、泣く、叫ぶ等の症状がある  食事の変化が遅く、拒食状態がある  
 自傷行為がある  無力感、あきらめ、投げやりな様子になる
- ・性的状態  不自然な歩行や座位を保つことが困難な状態がある  互門や性器から出血や傷がある  
 性慾の減少、かゆみを訴える
- ・経済的状況  年々や財産などを他の男爵的につけていないし、少ないのに、お金がないと訴える  
 自身に使えるお金がないと訴える  利用料金のあるサービスを利用したがらない  
 財政状況と患者の衣食住などの生活状況に落差がある  
 料金が知らないうちに引き出された、通帳が取られたと訴える
- ・その他  通常の生活行動に不自然な変化がある  体重が不自然に増えたり、減ったりする  
 ものごとや自分の周囲に因る極端に無関心になる  睡眠障害がある
- 家族・介護者の状況

  - 高齢者に対して冷淡な態度や無関心がみられる  
 高齢者の世話や介護に対する圧迫的な態度、しばしば間かれ  
 他人の助けを聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがある  
 高齢者の健康や疾患に因心がない  高齢者に対して過度な、ねね口のつき方をする  
 経済的に余裕があるのに、高齢者に対してお金をかけようとしている
  - その他の所見

高齢者虐待診断チェックリスト

患者名: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_ 年 月 日 令: \_\_\_\_\_  
看護師名: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_ 年 月 日 令: \_\_\_\_\_

○ 全身状態

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる  
 本物の内臓や、外臓の内臓、背中などに傷やみみずばれがみられる  
 「(複数)傷が大きくて違う傷、あざがある」  例、頭・四肢などに傷がある  
 尿漏れ。肛門などに火傷や火傷跡がある  急におひえたり、恐ろしがったりする  
 「(何う)嫌だと施設や施設へきたがいない」  似やあざの説明のつづまが合わない  
 手をぶつらし、頭をぶつけんな格好をする  伝えた表情をよくし、急に不思議、驚愕する  
 「自分で手をたく、炎燒きかけ」  火薙や火薙。點火されると和歌するのを躊躇する  
 医師や看護師、看護担当者が清すがが変化し、ついつまむけない
- 特的状態

  - 不自然な歩行や座位を保つことが困難な状態がある  肢体や性器から出血や傷がある  
 血管の痛み、かゆみを訴える  例の人の身体をわざわざしてみる  
 「單獨な言葉を発するようになる」  ひと目で割けるが、人で熱帯にいたがるようになる  
 「医師や看護師、看護担当者が相談するのを躊躇する」  不順、不思議な傾向。夢にうなされる  
 「お母さん自分でよくいふがいい」  生理がない
  - 心神的状態

    - かさむりし、ぬみつき等、攻撃的な態度がみられる  
 小型的姉妹。泥炭の神戻、神代の、恐怖の心  身体を萎縮させる  
 分えも、わめく、泣く、叫び声ハニーパンを舐めたり  自転行為があがわれる  
 食事の変化が認めし。損失感と共に食欲が減らす  体重が自然に増えたり減らすする  
 「無力感、あきらめ、なぜなぜな様子」  体重が自然に増えたり減らすする
    - 放棄・放任

      - 身体から異常。ちからがひどい感、爪が伸びたり等。皮膚の損傷  
 頭皮から異常がある。皮膚に湿疹、べタベタした感じ、皮膚を保護している  
 頭皮に湿疹がある。炎症や発赤がある  例にまたがりシーツ、濡れたままの衣類  
 皮膚が剥離しない、お肌がしんべてない。よでけはシガソが食べる  
 頭皮に湿疹がある。炎症や発赤がある  皮膚が保護されている  
 「皮膚が剥離しない、お肌がしんべてない」よでけはシガソが食べる  
 頭皮に湿疹がある。炎症や発赤がある  皮膚が保護されている  
 「皮膚が剥離しない、お肌がしんべてない」よでけはシガソが食べる  
 頭皮に湿疹がある。炎症や発赤がある  皮膚が保護されている  
 「皮膚が剥離しない、お肌がしんべてない」よでけはシガソが食べる

  - 経済的状況

    - 勘いて資金を得ているのに貧しい乗りでお金を使っている様子がみられない  
 日常に生活に必要な経費を貯めていない  年金や資金がどうせ貯められないからではない  
 サービスの利用料金や生活費の支払いができない  資産の保有状況と生活状況との落差が大きい  
 親が本人の手で金を管理し資産や生活費に使ってもらおうに思える
    - その他

      - 案内でも困りが引いている  ゴミか飼尾の別別に散乱している。青柳から異常がする  
 「違う、違う」流逝が止まっていたり、廃棄、シビの糞尿。家庭の支いが増加している  
 離使役がたまごたままで散乱している  犬糞尿のたまご場になってしまっている  
 「赴きの入で、彼が田畠に来るといつても迷惑し、あらわの穀がうまれる

記入欄

## 二 高齢者本人の状況

- ・全身状態  大腿や上腕部の内側、背中などに傷をみる子離れがある  
 回復状態が悪くなる段階のある、傷などがある  
 眼瞼や耳、背中などに火傷や火傷跡がある  
 「怖いから家にいたくなれ」などの訴えがある
- ・介護・世話  入院時に衣服が汚れたままの状態であったり、濡れた下着を身につけている
- ・放棄・放任  かなりの程度の痴瘡や精神ができてている  身体からなりの異臭がある  
 介護失調の状態にある  疾患の症状が明白であるにも関わらず、受診をしていない

## 補足1

児童虐待防止法第14条には、「児童の親権を行うものは、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」とあり、子供とのかかわりについては、大人の側の自己点検が求められる

最近は、保護者による児童虐待だけでなく、いじめによる虐待の場合もあるので、注意を要する。

## 補足2

### 養護者による高齢者虐待

- **養護者とは…**

「高齢者を現に養護するものであって、要介護施設従事者等以外のもの」→高齢者の世話をしている家族、親族、同居人などが該当する

- **養護者が高齢者に対して行う虐待が、高齢者虐待にあたるとされる**

### 補足3

#### 養介護施設従事者等による高齢者虐待

- ・高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲(第2条)

養介護施設 養介護事業 養介護施設従事者等			
	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法の規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	
介護保険法の規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サー ビス事業 ・介護予防支援事業	「養介護施設」 または 「養介護事業」の業務

### 発見者による虐待通報窓口

	虐待者	発見・通報	大阪市
・児童虐待	保護者	職員（救急対応）	0120-01-7285（虐待ホットライン） 072(295)8734（夜間・休日専用電話）
・高齢者虐待	養護者・職員	職員・養護者	06-6241-6310 高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ
・障害者虐待	養護者・職員	職員・養護者	06-6208-8075 (障害福祉課、施設従事者) 06-6208-8086 (福祉課相談支援グループ) 06-4392-8181 (休・祝日・年末年始)

# 通報義務

虐待を発見した場合

通報することの責任は間違っても問題にはなりません！